

ナーシングステーションI.C 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社Individuality Careが開設するナーシングステーションI.C（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた方に対し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ナーシングステーションI.C

二 所在地 豊後大野市三重町三重町芦刈1 4 6 4 番地

(職員の職種・員数・及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員・員数・及び職務内容は、概ね次のとおりとする。

一 管理者 1名（看護師もしくは保健師）

管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。管理者は訪問看護職員を兼任するものとする。

二 訪問看護職員（看護師及び准看護師）管理者兼務とあわせ常勤換算2.5名以上

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし日曜、年末・年始（12月30日～1月3日）を除く

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 電話等により、365日24時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

一 病状・障害の観察

二 清拭・洗髪等による清潔の保持

三 食事及び排泄等日常生活の世話

四 褥創の予防・処置

五 リハビリテーション

六 ターミナルケア

七 認知症患者の看護

八 療養生活や介護方法の指導

九 カテーテルの管理

十 その他、医師の指示による医療処置

十一 服薬管理

(利用料)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法的受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、ステーションから片道概ね30分以上の地域で税込み583円とする。

3 死後の処置料は、10,000円とする。

4 受診同行や外出時及び日曜、祝日、年末年始休に訪問した場合、実費費用を請求とする。

8：00～20：00 1,500円/日

20：01～7：59 2,000円/日とする。

5 前三項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 事業の実施地域は、豊後大野市・佐伯市・臼杵市・大分市・竹田市とする。ただし、事業所から自動車ですり道30分以内の地域に限る。

（緊急時等における対処方法）

第9条 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）

第10条

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所、介護保険支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てる事ができる。

事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。

事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利な扱いはしない。

（虐待防止）

第11条

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

虐待を防止するための職員に対する研修の実施。

利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

虐待防止のための必要な措置として、委員会を設置し概ね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ることとする。

事業者は、職員又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策について）

第12条

利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止とする。

（感染症予防及び、蔓延防止のための措置）

第13条

事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

1 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ることとする。

2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備。

3 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等について）

第14条

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施。

3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととする。

4 事業者は計画に基づき6月に1回以上、BCPに沿った災害対策研修及び避難訓練等を行うこととする。

（身体拘束に関する事項）

第15条 利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

2 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 訪問看護ステーションは看護師等の質的向上を図るため研修機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

三 その他人権の擁護、虐待の防止、認知症介護及び介護予防、災害に関する研修、感染症予防に関する研修。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

令和7年8月1日 改正 事業所住所変更